

避難情報発令の判断基準及び伝達マニュアル

(令和5年7月1日改定)

豊 根 村

目 次

1. 避難情報の発令区分 3

- (1) 早期注意情報（気象庁発表） 警戒レベル1
- (2) 注 意 報 （ 気 象 庁 発 表 ） 警戒レベル2
- (3) 高 齢 者 等 避 難 （ 村 発 表 ） 警戒レベル3
- (4) 避 難 指 示 （ 村 発 表 ） 警戒レベル4
- (5) 緊急安全確保（村発表） 警戒レベル5

2. 警戒レベルと防災気象情報の関係 4

3. 避難情報の対象 5

4. 災害時の避難行動 5

- (1) 避難行動についての基本的な考え方 5
- (2) 災害種別ごとの考え方 5
 - ①水害（河川のはん濫等） 5
 - ②土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり） 6
 - ③地震災害 6

5. 避難情報発令の判断基準（具体的な考え方） 7

- (1) 全体的な考え方 7
- (2) 災害種別ごとの判断基準 8
 - ①水害 8
 - ②土砂災害 9
 - 【参考】土砂災害の前兆現象 10
- (3) 地震災害 12

6. 避難情報の伝達手段 13

7. 避難情報の伝達文（例） 15

1. 避難情報の発令区分

避難情報の発令区分は以下のとおりとする。

(1) 早期注意情報（気象庁が発表）・・・・・・・・・・警戒レベル1

警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が5日先までに予想されているときには、[高][中]2段階で提供される。

(2) 注意報（気象庁が発表）・・・・・・・・・・警戒レベル2

大雨注意報は、大雨によって災害が起こるおそれがある場合に発表される。
洪水注意報は、河川が増水することにより災害が起こるおそれがある場合に発表される。

(3) 高齢者等避難（村長が発令）・・・・・・・・・・警戒レベル3

防災気象情報のうち警報が村内に発表され、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者、障害のある者及びその者の避難を支援する者（高齢者等）に避難行動の開始を促す情報。

また、高齢者等以外の者も、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動の見合わせ、避難の準備、自主的に避難するタイミングである。

加えて、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等はこのタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(4) 避難指示・・・・・・・・・・警戒レベル4

危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

(5) 緊急安全確保（村長が発令）・・・・・・・・・・警戒レベル5

既に災害が発生している状況である。

村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではない。

2. 警戒レベルと防災気象情報の関係

【警戒レベル】 避難情報等	発表者又は 発令者	発令される 状況	住民が取るべき行動	避難情報発令の 判断材料となる情報
【警戒レベル5】 緊急安全確保	豊根村長	災害発生 又は 切迫	・ 命の危険が差し迫っているため、直ちに安全確保する。 ・ 立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	・ 大雨特別警報 ・ 氾濫発生情報 ・ キキクル(危険度分布)「災害切迫」(黒)
【警戒レベル4】 避難指示	豊根村長	災害の恐れが 高い	・ 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	・ 土砂災害警戒情報 ・ キキクル(危険度分布)「危険」(紫) ・ 氾濫危険情報
【警戒レベル3】 高齢者等避難	豊根村長	災害の恐れ あり	・ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者、障害のある者及びその者の避難を支援する者(高齢者等)に避難行動の開始を促す情報。 ・ また、高齢者等以外の者も、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動の見合わせ、避難の準備、自主的に避難するタイミングである。 ・ 加えて、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等はこのタイミングで自主的に避難することが望ましい。	・ 大雨警報(土砂災害) ・ 洪水警報 ・ キキクル(危険度分布)「警戒」(赤) ・ 氾濫警戒情報
【警戒レベル2】 ・ 大雨・洪水注意報 ・ キキクル(危険度分布)「注意」(黄) ・ 氾濫注意情報	気象庁	気象状況 悪化	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	—
【警戒レベル1】 早期注意情報	気象庁	今後気象状況 悪化の恐れ	・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	—

注1) 村が発令する避難情報は、村が総合的に判断して発令するものであることから警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2) このマニュアルでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、愛知県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

3. 避難情報の対象

避難情報の発令については、対象となる災害を①水害、②土砂災害、③地震災害の3種類とし、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断する。

4. 災害時の避難行動

(1) 避難行動についての基本的な考え方

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動をとることが必要となる。したがって、下記の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

<避難行動についての基本的な考え方>

◇災害時要配慮者等、避難行動や情報面での支援を要する人を含めた住民の確実な避難

◇道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保

◇真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫等に応じて、親戚や友人の家等の安全な場所や、隣接の高い建物等への移動、または建物内の安全な場所での待避を行う。

(2) 災害種別ごとの考え方

①水害（河川のはん濫等）

河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。山間部の川の流れの速いところでは、洪水により川岸が侵食されるか、はん濫した水の流れにより、川岸の家屋の流出をもたらす。

天竜川及び大入川に小規模の河川が合流する地域では、水位の上昇により、床下浸水等の危険性が高まる前の避難が必要となる。

今まで見たことがないような河川水位の上昇や床下浸水が始まった場合において、住民が留意すべき事項は次のとおりとする。

◇ひざまで浸水が来ている場所での避難行動は危険であり、歩行不可能であるため、自宅や隣接建物の2階に避難すること。

◇沢や河川等へは近づかないこと。

②土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

土砂災害は相当な破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生時に避難を完了することが必要である。

ただし、土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等、複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指数による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合があるので、住民は前兆現象（9～10頁）を確認したら、速やかに避難する必要がある。

そのため村は、降雨指数に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事案を把握し、同事実及び避難勧告等を周知・伝達する。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ◇避難する際は、沢などに近付かず、できるだけ沢から離れた場所へ避難すること。（避難場所が土砂災害危険区域内の場合は、比較的高い建物の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難すること。）
- ◇生命を守る最低限の行動として、地域住民の共助のもと、土砂災害危険区域内及び沢などからできるだけ離れた建物に避難すること。

③地震災害

地震災害は、地盤のかたさ・やわらかさにより、地震のゆれが大きく変わり、住宅の耐震性によっても被害状況が大きく異なる。

また、高齢化の進展により災害時要配慮者が増加する中、速やかな避難行動及び避難状況の把握が急務となるが、住宅の耐震性が確保されていて、倒壊や火災、延焼の危険性がない場合など、大きな揺れがおさまるまで待機し、確かな情報を確認した上で避難する方が安全な場合もある。

いずれの場合においても、対応が遅れることがないように、判断基準に基づく速やかな避難指示（緊急）の発令を実施する。

地震災害について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ◇強い地震（震度5弱程度以上）もしくは長時間のゆっくりとしたゆれを感じた時には、避難指示（緊急）を待たず、隣家住民とともに直ちに避難する。
- ◇避難行動を継続するかどうかは避難した先で、地域住民と共に判断する。

5. 避難情報発令の判断基準（具体的な考え方）

（1）全体的な考え方

避難情報の標準的な意味合いについては次のとおりであるが、対象とする災害ごとに、関係機関から提供される情報、村自らが収集する情報等をもとに、避難情報を発令する。

【警戒レベル】 避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が速やかに避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき。 ・地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき。	・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・既に災害が発生している状況。 ・人的被害の発生したとき。	・命を守るための最善の行動をとる。 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではない、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注）突発的な災害の場合、村からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(2) 災害種別ごとの判断基準

① 水 害

I. 避難すべき区域

水防法で指定する河川浸水想定区域外であるが、天竜川及び大入川に小規模の河川が合流する区域や、洪水により川岸が侵食されるか、はん濫した水の流れにより、川岸の家屋の流出をもたらす可能性のある区域を避難すべき区域とする。

II. 具体的な基準

避難情報は、以下の基準を参考に、村内2カ所の水位観測施設、村内6カ所の雨量観測施設からの情報、気象予報や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

主な情報の入手先

- ・気象庁名古屋地方気象台
- ・国土交通省浜松河川国道事務所
- ・愛知県新城設楽建設事務所
- ・気象庁キキクル（危険度分布）
- ・気象庁防災情報提供システム
- ・愛知県川の防災情報
- ・愛知県防災Web

警戒レベル 避難勧告等	現地情報等による基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 水位が護岸天端に達することが予想され、更に水位の上昇が予想されるとき。 ② 浸水の発生に関する情報が住民等から通報されたとき。
【警戒レベル4】 避難指示	① 水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき。 ② 大雨警報(侵水害)及び洪水警報の発表後、引き続き降雨が予想され、河川の著しい増水が確認されたとき。 ③ 浸水の発生に関する情報が住民等から通報されたとき。 ④ 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等、破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 破堤・越水・溢水を確認したとき。

② 土 砂 災 害

I. 避難すべき区域

当村の土砂災害の発生のおそれのある300箇所の危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所166箇所、土石流危険渓流132箇所、地すべり危険区域2箇所、詳細は豊根村地域防災計画附属資料編第2章災害危険地区等参照）は、村域のあらゆる箇所に点在していることから、村職員や消防団員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象台や砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い、避難情報の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

II. 具体的な基準

避難情報は、以下の基準及び「【参考】土砂災害の前兆現象」等を参考に、土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

警戒レベル 避難情報	現地情報等による基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 豊根村に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき。 ② 愛知県土砂災害防災情報による土砂災害危険度情報が危険度レベル1に達したとき。 ③ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り量の変化）が発見されたとき。
【警戒レベル4】 避難指示	① 豊根村に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ② 豊根村に大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ③ 愛知県土砂災害防災情報による土砂災害危険度情報が危険度レベル3に達したとき。 ④ 近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。 ⑤ 近隣で土砂災害が発生している。 ⑥ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 土砂災害が発生したことを確認したとき

【参考】土砂災害の前兆現象

土砂災害の種類	前兆現象	説明
土石流	近くで山崩れ、土石流が発生している。	周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性が高い。
	立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる。	溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
	溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている。	溪流の上流部で崩落が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、疏下する際に認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める。	溪流の上流部で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする。	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴りが生じる現象。
	異様なにおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がする。	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のにおい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる。
	溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している。	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる。
	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない。	溪流に新たな、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
がけ崩れ	斜面に亀裂ができる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からばらばらと落ちだす。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として、変異（移動）するとともに異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面にはらみがみられる。	斜面内部も地下水位の上昇による増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の噴き出しがみられる。 湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる。	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。

地すべり	地鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。
	家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
	地面の振動	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
	木の枝先の擦れ合う音（風の無いとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象。
	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、その周辺部で凹凸の発生する現象。
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、その擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	電線の弛みや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、移動ブロックと外部との変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変形（戸の締りが悪くなる。壁に隙間ができる。）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位が生じる現象。
	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
	地下水の濁り	同上
	湧水の流量の変化（枯渇や急増）	同上
	湧水の濁りの発生	同上
	新しい湧水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急増したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす（滑動力）が増大する。

③ 地震災害

I. 避難すべき区域

原則として、村内全域とする。

ただし、住宅の耐震性が確保されていて、倒壊や火災、延焼の危険性がない場合などは、大きな揺れがおさまるまで待機し、確かな情報を確認した上で避難するものとする。

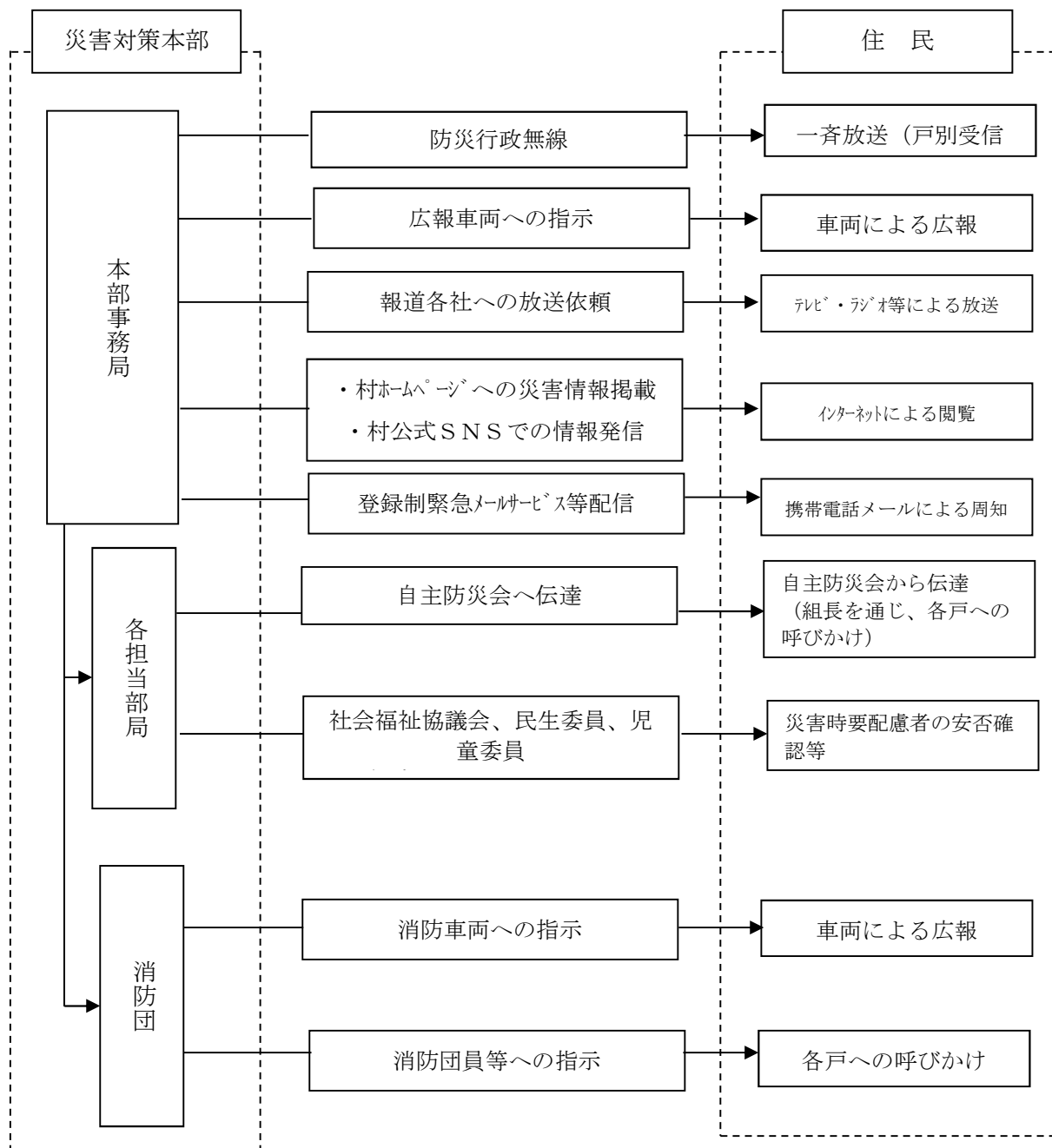
II. 具体的な基準

【警戒レベル 3】 高齢者等避難	①震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ②相当規模の災害が発生するおそれのある場合、または災害警戒宣言が発令されたとき。 ③避難が必要と村長が判断したとき。
【警戒レベル 4】 避難指示	①震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 ②村内の全域にわたって大規模の災害が発生すると予想される場合、または全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合。 ③避難が必要と村長が判断したとき。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	① 地震災害が発生したことを確認したとき

6. 避難情報の伝達手段

避難情報の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、同報無線の使用や車両による広報、報道各社への放送要請、村ホームページへの掲載などを行うとともに、自主防災会、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、消防団等と協力し、災害時要配慮者（世帯）等へ、電話などの手段により周知するものとする。

【図：避難情報伝達の参考フロー図】



【避難情報の伝達方法】

- (1) 防災行政無線を利用して、対象地域の住民全般に伝達する。(避難指示及び緊急安全確保については、サイレン吹鳴を併用する。)
- (2) 村広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達する。
- (3) 組織的な伝達体制に基づき、自主防災会の会長へ電話等により伝達する。
- (4) 自主防災会等において、率先して避難行動を促すよう各地区組長による伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声がけを行う。
- (5) 消防団に対して、対象地域の住民への伝達を指示する。
- (6) 社会福祉協議会、民生委員、児童委員へ電話等により伝達し災害時要配慮者の支援を行う。
- (7) 村ホームページへの掲載及び村公式SNSでの発信を行い、インターネット等による対象地域の住民も含めた不特定多数へ伝達する。
- (8) 緊急情報伝達システムにより、登録者及び当該エリアに滞在する住民等へ伝達する。
- (9) テレビ、ラジオ等の放送機関へ依頼する。

7. 避難情報の伝達文（例）

（1）高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例

こちらは、こうほうとよねです。ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区（又は村内全域）に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。お年寄りの方、避難に時間を要する方は、避難を開始してください。その他の方も避難の準備を始めてください。現在開設している避難所は次のとおりです。

三沢区は〇〇〇〇体育館

下黒川区は〇〇〇〇会館

上黒川区は〇〇〇〇センター

坂宇場区は〇〇〇〇センター

富山区は〇〇〇〇公民館 です。

なお、避難所に避難するより自宅に留まる方が安全な場合は、水害や土砂災害から身を守るため、自宅の2階や山に面していない部屋へ避難してください。

2）避難勧告の伝達文（住民あて）の例

こちらは、こうほうとよねです。ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区（又は村内全域）に対し、【警戒レベル4】避難指示を発令しました。これは速やかに避難するよう呼びかける情報です。気象情報に注意して速やかに最寄りの避難所へ避難してください。

現在開設している避難所は次のとおりです。

三沢区は〇〇〇〇体育館

下黒川区は〇〇〇〇会館

上黒川区は〇〇〇〇センター

坂宇場区は〇〇〇〇センター

富山区は〇〇〇〇公民館 です。

なお、避難所に避難するより自宅に留まる方が安全な場合は、水害や土砂災害から身を守るため、自宅の2階や山に面していない部屋へ避難してください。

3）緊急安全確保の伝達文（住民あて）の例

こちらは、こうほうとよねです。ただ今、〇〇時〇〇分に〇〇地区（又は村内全域）に対し、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。直ちに命を守る最善の行動をとってください。

避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。